

令和6年第8回京田辺市教育委員会定例会議事日程

令和6年8月21日(水)

午後2時開会

京田辺市立中央公民館第3・4研修室

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 教育行政報告
- 4 日程第2 議案第44号 幼保連携型認定こども園の設置等に関する意見について
- 5 日程第3 協 議 京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 6 日程第4 協 議 京田辺市学校給食費の徴収に関する条例の一部改正について
- 7 日程第5 協 議 京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 8 日程第6 協 議 令和6年度京田辺市一般会計補正予算(第2号)(案)について
- 9 閉会宣告

令和6年第8回教育委員会定例会出席者名簿

教育長	山岡弘高
委員（教育長職務代理者）	西村和巳
委員	藤原孝章
委員	上村真代
委員	伊東明子

■説明のために出席を求めた者

教育委員会事務局

教育部長	櫛田浩子
教育指導監 （こども・学校サポート室長 事務取扱兼務）	片山義弘
教育部副部長 （教育総務室長 事務取扱兼務）	古谷隆之
教育総務室担当課長	平岡孝章
こども・学校サポート室総括指導主事	勝又靖志
学校教育課長	田原暁
学校給食課長 （学校給食センター所長 事務取扱兼務）	西村明
社会教育課長 （中央公民館長 事務取扱兼務）	出島ケイ
社会教育課担当課長 （中央図書館長 事務取扱兼務）	七五三和広

■事務局書記職員

教育総務室総務係長	近藤隆充
教育総務室再任用主査	鈴木勝浩

■こども未来部（3名）

こども未来部長	釘本幸一
---------	------

こども未来部副部長

河 本 佐和子

(こども未来政策推進室長 事務取扱兼務)

(子育て支援課長 事務取扱兼務)

保育幼稚園課長

内 野 文 彦

令和6年第8回京田辺市教育委員会定例会

教育行政報告

R06/07/18 ~

R06/08/21

1. 教育行政報告

7月

18日 (木)	大阪・関西万博に係る説明会 第1回学校教育審議会 学校経営研究会特別研修会	山城教育局 305会議室 中央公民館
19日 (金)	1学期終業式	各幼・小・中
22日 (月)	経営会議	305会議室
24日 (水)	表敬訪問(京田辺ボーイズ)	全員協議会室
25日 (木)	防災会議	中央公民館
26日 (金)	全国小学生ハンドボール大会出場チーム練習視察 京田辺市立幼稚園・こども園教育研究会 夏季研修会	中央体育館 コミュニティホール
31日 (水)	第2回山城教科用図書採択地区協議会	宇治市中央公民館

8月

1日 (木)	第37回全国小学生ハンドボール大会(開催日) (～8/4)	中央体育館他
2日 (金)	市立中学校近畿大会出場表敬訪問	305会議室
5日 (月)	市平和展 (～8/11)	コミュニティホール
6日 (火)	部落解放同盟京田辺支部懇談会 まちづくりプランレビュー市長ヒアリング	中央公民館 特別会議室
7日 (水)	同志社大学サイエンスアカデミー 京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会	同志社大学 403会議室
9日 (金)	市立中学校全国大会出場表敬訪問	403会議室
11日 (日)	平和のつどい	中央公民館
13日 (火)	経営会議 近畿都市教育長協議会令和6年度第2回役員会	305会議室 大阪市天王寺区
21日 (水)	第8回 教育委員会定例会	中央公民館

議案第44号

幼保連携型認定こども園の設置等に関する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づく市長からの意見聴取について、提示すべき意見を別紙のとおり決定したいので、教育委員会の議決を求める。

令和6年8月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づく市長からの意見聴取について、教育委員会から提示すべき意見を決定するため、提案するものである。

別紙

令和6年（2024年）8月 日

京田辺市長 上村 崇 様

京田辺市教育委員会

幼保連携型認定こども園の設置等に関する意見について

令和6年（2024年）7月29日付けで意見聴取のありました標記の件について、下記のとおり意見します。

記

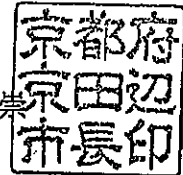
異議はありません。



京 こ 政 第 1 1 号
令和6年(2024年)7月29日

京田辺市教育委員会
教育長 山岡 弘高 様

京田辺市長 上村 崇



幼保連携型認定こども園の設置等に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項及び京田辺市が設置する幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則第1号及び第2号の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

幼保連携型認定こども園の設置等について

第1 幼保連携型認定こども園の設置

1 趣旨

小学校就学前の子どもに対し、教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第12条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、本市に幼保連携型認定こども園として、京田辺市立こども園（以下「こども園」という。）を設置する。

2 名称及び設置場所

名称	設置場所
京田辺市立河原こども園	京田辺市河原神谷69番地

3 設置日

令和7年4月1日

4 市立幼稚園及び市立保育所の廃止

設置日をもって、京田辺市立田辺東幼稚園及び京田辺市立河原保育所を廃止する。

5 利用定員

名称	利用定員		
	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
京田辺市立河原こども園	15人	130人	85人

6 事業内容

- (1) 認定こども園法第9条各号に掲げる目標の達成に向けた教育及び保育
- (2) 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、地域における教育及び保育に対する需要に照らし、市長が必要と認める次の事業
 - ア ふれあい保育・親子なかよし学級事業
 - イ 子育て相談事業
 - ウ 一時的保育事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める次の事業
 - ア 預かり保育事業
 - イ 延長保育事業

7 職員組織

こども園に園長、副園長、主幹保育教諭、保育教諭、栄養士、調理員その他必要な職員を置く。なお、教育及び保育に直接従事する職員の数は、京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例（平成18年京都府条例第46号）第4条に定める基準以上とする。

8 園医等

こども園に園医、園歯科医及び園薬剤師を置く。

9 学年及び学期

学年：4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

学期：第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

10 休業日及び臨時休業日

1号認定子ども	2号認定子ども・3号認定子ども
ア 日曜日及び土曜日	ア 日曜日
イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日	イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
ウ 学年始休業日 4月1日から4月4日まで	ウ 12月29日から翌年1月3日まで
エ 夏季休業日 7月21日から8月31日まで	エ アからウまでに掲げるもののほか、園長が特に必要と認め、あらかじめ市長の承認を得た日
オ 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで	
カ 学年末休業日 3月25日から3月31日まで	
キ 災害又は感染症発生のため園長がこども園及び学級を閉鎖した期間	
ク アからキまでに掲げるもののほか、園長が特に必要と認め、あらかじめ市長の承認を得た日	

※園長は、教育若しくは保育上必要があり、又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休業日を変更することができる。

※園長は、非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に教育又は保育の提供を行わないことができる。

11 開園時間

こども園の開園時間は、午前7時から午後7時までとする。ただし、土曜日は、午前7時から午後4時までとする。

園長は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開園時間を短縮し、又は伸長することができる。

12 保育料等

こども園の保育料及び預かり保育利用料は、京田辺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年京田辺市条例第2号）に定めるところによる。

1 3 緊急時における対応方法及び非常災害対策

こども園は、園児の安全の確保を図るため、学校安全計画を策定し実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、訓練等を行うものとする。

こども園は、市、保護者等への連絡を行うとともに、警察署その他の関係機関との連携を図るものとする。

1 4 虐待の防止のための措置

こども園は、園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行うとともに、関係機関との連携を図るものとする。

第2 教育課程に関する基本的事項

1 教育課程その他の教育及び保育の内容

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、教育及び保育の提供を行う。

園長は、教育及び保育の提供を行うに当たって、教育及び保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を作成する。

2 教育又は保育を行う時間等

(1) 1号認定子ども及び2号認定子どもに係る1日の教育時間は、午前9時から午後2時までとする。

(2) 2号認定子ども及び3号認定子どもに係る1日の保育時間（2号認定子どもにあつては、前号の教育時間を含む。）は、次の表の左欄に掲げる保育必要量の認定区分に応じ、同表の右欄に定める教育又は保育を行う時間の範囲内で、園児の保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮して園長が定めるものとする。

保育必要量の 認定区分	教育又は保育を行う時間
保育標準時間	午前7時から午後6時まで。ただし、土曜日は、午前7時から午後4時までとする。

保育短時間	午前8時30分から午後4時30分まで。ただし、土曜日は、午前8時30分から午後4時までとする。
-------	---

- (3) 市長は、特に必要があると認めるときは、前2号に規定する時間を超えて、園長に教育又は保育を行わせることができる。

3 入園手続

(1) 1号認定子ども

ア 1号認定子どもの保護者は、市立こども園入園願書を園長を通じて市長に提出しなければならない。

イ 市長は、入園願書の提出があった場合は、その内容を審査し、入園を決定したときは、こども園入園許可証により、当該保護者に通知する。

(2) 2号認定子ども又は3号認定子ども

ア 2号認定子ども又は3号認定子どもの保護者は、保育所等入所申込兼教育・保育給付認定申請書を市長に提出しなければならない。

イ 市長は、申請書の提出があった場合は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定による利用調整を経て、利用の決定を行う。

4 退園手続

保護者は、園児を退園させようとする場合は、退園届を園長を通じて市長に提出しなければならない。

5 休園手続

保護者は、園児（1号認定子どもに限る。）を休園させようとする場合は、休園届を園長を通じて市長に提出しなければならない。

6 園児の出席停止

園長は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定により園児の出席停止の措置をとることができる。

7 教育及び保育の提供の終了

次の各号のいずれかに該当するときは、教育及び保育の提供を終了する。

- (1) 園児が小学校就学の始期に達したとき。
- (2) 園児が退園したとき。
- (3) 保護者が支給認定要件に該当しなくなり、市が支給認定を取り消したとき。
- (4) その他利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。

8 修了証書の授与

園長は、こども園における全課程を修了したと認めた園児に対して、修了証書を授与する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（幼保連携型認定こども園に関する意見聴取）

第27条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

協議

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）について、協議する。

令和6年8月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（協議理由）

本件は、令和6年第3回京田辺市議会定例会に提案する標記条例の改正内容について、協議するものである。

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

令和7年4月1日付けで「京田辺市立河原こども園」を設置するとともに、「京田辺市立田辺東幼稚園」及び「京田辺市立河原保育所」を廃止するため、京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正を行うもの

2 改正概要（本則関係）

- こども園の名称及び設置場所を次のとおり追加する（第2条関係）。

名称	設置場所
京田辺市立河原こども園	京田辺市河原神谷69番地

※新たに設置するこども園については、河原保育所へ田辺東幼稚園を統合する形となるため、名称としては、母体である河原保育所の名称を継承する形で「京田辺市立河原こども園」といたします。なお、第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画において、統合後は「（仮称）河原こども園」とすることが記載されており、名称としては既に「河原こども園」として保護者や市民へ広く周知されているものと考えます。

3 施行日

令和7年4月1日

4 その他（附則関係）

- 準備行為に関する規定を設ける（附則第2項関係）。
- 在園児に関する経過措置を設ける（附則第3項関係）。
- 京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部改正を行い、京田辺市立田辺東幼稚園を廃止する（附則第4項関係）。
- 京田辺市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正を行い、京田辺市立河原保育所を廃止する（附則第5項関係）。

議案第 号

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正につ
いて

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり定める。

令和6年9月 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、令和7年4月1日付けで「京田辺市立河原こども園」を設置すると
ともに、「京田辺市立田辺東幼稚園」及び「京田辺市立河原保育所」を廃止す
るため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案)

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例（令和４年京田辺市条例第
３０号）の一部を次のように改正する。

第２条の表に次のように加える。

京田辺市立河原こども園	京田辺市河原神谷６９番地
-------------	--------------

附 則

(施行期日)

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

(準備行為)

- ２ こども園の設置の届出その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「
施行日」という。）前においても行うことができる。

(在園児に関する経過措置)

- ３ 施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる幼稚園又は保育所に在籍し
ている者（施行日に小学校就学の始期に達する者を除く。）は、施行日の前
日までに当該者の保護者から別段の申出がない限り、同表の右欄に掲げるこ
ども園に入園したものとみなす。

京田辺市立田辺東幼稚園	京田辺市立河原こども園
京田辺市立河原保育所	

(京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一
部改正)

- ４ 京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例（昭
和３９年京田辺市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表３の項を次のように改める。

３ 幼稚	(１) 京田辺市立田辺幼稚園	京田辺市田辺鳥本７３番地
	(２) 京田辺市立草内幼稚園	京田辺市草内南垣内５７番地１

園	(3) 京田辺市立三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内 4 番地 1
	(4) 京田辺市立松井ヶ丘幼稚園	京田辺市大住上西野 2 0 番地 5
	(5) 京田辺市立薪幼稚園	京田辺市薪大欠 5 1 番地
	(6) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市水取門田 6 番地 3

(京田辺市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 5 京田辺市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和 3 9 年京田辺市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表名称の欄中「京田辺市立河原保育所」を削り、同表設置場所の欄中「京田辺市河原神谷 6 9 番地」を削る。

京田辺市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案		現 行		改正理由																																																									
(名称及び設置場所)		(名称及び設置場所)																																																											
第2条 こども園の名称及び設置場所は、次のとおりとする。		第2条 こども園の名称及び設置場所は、次のとおりとする。		河原こども園の設置																																																									
<table><tr><th>名称</th><th>設置場所</th></tr><tr><td>京田辺市立大住こども園</td><td>京田辺市大住池平3番地4</td></tr><tr><td>京田辺市立河原こども園</td><td>京田辺市河原神谷6番地9番地</td></tr></table>		名称	設置場所		京田辺市立大住こども園	京田辺市大住池平3番地4	京田辺市立河原こども園	京田辺市河原神谷6番地9番地	<table><tr><th>名称</th><th>設置場所</th></tr><tr><td>京田辺市立大住こども園</td><td>京田辺市大住池平3番地4</td></tr></table>		名称	設置場所	京田辺市立大住こども園	京田辺市大住池平3番地4																																															
名称	設置場所																																																												
京田辺市立大住こども園	京田辺市大住池平3番地4																																																												
京田辺市立河原こども園	京田辺市河原神谷6番地9番地																																																												
名称	設置場所																																																												
京田辺市立大住こども園	京田辺市大住池平3番地4																																																												
附 則 [京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部改正（附則第4項関係）] 別表（第1条関係）		附 則 [京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例の一部改正（附則第4項関係）] 別表（第1条関係）																																																											
<table><tr><th>区分</th><th>名称</th><th>設置場所</th></tr><tr><td>1 小学校</td><td>(1) ～ (9) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2 中学校</td><td>(1) ～ (3) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3 幼稚園</td><td>(1) 京田辺市立田辺幼稚園</td><td>京田辺市田辺鳥本7番地3番地</td></tr><tr><td></td><td>(2) 京田辺市立田辺東幼稚園</td><td>京田辺市東西ノ口5番地1番地</td></tr><tr><td></td><td>(3) 京田辺市立草内幼稚園</td><td>京田辺市草内南垣内5番地1番地</td></tr><tr><td></td><td>(4) 京田辺市立三山木幼稚園</td><td>京田辺市三山木南垣内4番地1番地</td></tr><tr><td></td><td>(5) 京田辺市立松井ヶ丘幼稚園</td><td>京田辺市大住上西野2番地5番地</td></tr><tr><td></td><td>(6) 京田辺市立薪幼稚園</td><td>京田辺市薪大欠5番地1番地</td></tr><tr><td></td><td>(7) 京田辺市立普賢寺幼稚園</td><td>京田辺市水取門田6番地3番地</td></tr></table>		区分	名称	設置場所	1 小学校	(1) ～ (9) (略)	(略)	2 中学校	(1) ～ (3) (略)	(略)	3 幼稚園	(1) 京田辺市立田辺幼稚園	京田辺市田辺鳥本7番地3番地		(2) 京田辺市立田辺東幼稚園	京田辺市東西ノ口5番地1番地		(3) 京田辺市立草内幼稚園	京田辺市草内南垣内5番地1番地		(4) 京田辺市立三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内4番地1番地		(5) 京田辺市立松井ヶ丘幼稚園	京田辺市大住上西野2番地5番地		(6) 京田辺市立薪幼稚園	京田辺市薪大欠5番地1番地		(7) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市水取門田6番地3番地	<table><tr><th>区分</th><th>名称</th><th>設置場所</th></tr><tr><td>1 小学校</td><td>(1) ～ (9) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2 中学校</td><td>(1) ～ (3) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3 幼稚園</td><td>(1) 京田辺市立田辺幼稚園</td><td>京田辺市田辺鳥本7番地3番地</td></tr><tr><td></td><td>(2) 京田辺市立草内幼稚園</td><td>京田辺市草内南垣内5番地1番地</td></tr><tr><td></td><td>(3) 京田辺市立三山木幼稚園</td><td>京田辺市三山木南垣内4番地1番地</td></tr><tr><td></td><td>(4) 京田辺市立松井ヶ丘幼稚園</td><td>京田辺市大住上西野2番地5番地</td></tr><tr><td></td><td>(5) 京田辺市立薪幼稚園</td><td>京田辺市薪大欠5番地1番地</td></tr><tr><td></td><td>(6) 京田辺市立普賢寺幼稚園</td><td>京田辺市水取門田6番地3番地</td></tr></table>		区分	名称	設置場所	1 小学校	(1) ～ (9) (略)	(略)	2 中学校	(1) ～ (3) (略)	(略)	3 幼稚園	(1) 京田辺市立田辺幼稚園	京田辺市田辺鳥本7番地3番地		(2) 京田辺市立草内幼稚園	京田辺市草内南垣内5番地1番地		(3) 京田辺市立三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内4番地1番地		(4) 京田辺市立松井ヶ丘幼稚園	京田辺市大住上西野2番地5番地		(5) 京田辺市立薪幼稚園	京田辺市薪大欠5番地1番地		(6) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市水取門田6番地3番地	田辺東幼稚園の廃止
区分	名称	設置場所																																																											
1 小学校	(1) ～ (9) (略)	(略)																																																											
2 中学校	(1) ～ (3) (略)	(略)																																																											
3 幼稚園	(1) 京田辺市立田辺幼稚園	京田辺市田辺鳥本7番地3番地																																																											
	(2) 京田辺市立田辺東幼稚園	京田辺市東西ノ口5番地1番地																																																											
	(3) 京田辺市立草内幼稚園	京田辺市草内南垣内5番地1番地																																																											
	(4) 京田辺市立三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内4番地1番地																																																											
	(5) 京田辺市立松井ヶ丘幼稚園	京田辺市大住上西野2番地5番地																																																											
	(6) 京田辺市立薪幼稚園	京田辺市薪大欠5番地1番地																																																											
	(7) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市水取門田6番地3番地																																																											
区分	名称	設置場所																																																											
1 小学校	(1) ～ (9) (略)	(略)																																																											
2 中学校	(1) ～ (3) (略)	(略)																																																											
3 幼稚園	(1) 京田辺市立田辺幼稚園	京田辺市田辺鳥本7番地3番地																																																											
	(2) 京田辺市立草内幼稚園	京田辺市草内南垣内5番地1番地																																																											
	(3) 京田辺市立三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内4番地1番地																																																											
	(4) 京田辺市立松井ヶ丘幼稚園	京田辺市大住上西野2番地5番地																																																											
	(5) 京田辺市立薪幼稚園	京田辺市薪大欠5番地1番地																																																											
	(6) 京田辺市立普賢寺幼稚園	京田辺市水取門田6番地3番地																																																											
[京田辺市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正（附則第5項関係）] 別表（第2条関係）		[京田辺市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正（附則第5項関係）] 別表（第2条関係）																																																											
<table><tr><th>名称</th><th>設置場所</th></tr><tr><td>京田辺市立草内保育所</td><td>京田辺市草内五反田2番地の1</td></tr><tr><td>京田辺市立三山木保育所</td><td>京田辺市三山木中央五丁目4番地1他</td></tr></table>		名称	設置場所	京田辺市立草内保育所	京田辺市草内五反田2番地の1	京田辺市立三山木保育所	京田辺市三山木中央五丁目4番地1他	<table><tr><th>名称</th><th>設置場所</th></tr><tr><td>京田辺市立河原保育所</td><td>京田辺市河原神谷6番地9番地</td></tr><tr><td>京田辺市立草内保育所</td><td>京田辺市草内五反田2番地の1</td></tr><tr><td>京田辺市立三山木保育所</td><td>京田辺市三山木中央五丁目4番地1他</td></tr></table>		名称	設置場所	京田辺市立河原保育所	京田辺市河原神谷6番地9番地	京田辺市立草内保育所	京田辺市草内五反田2番地の1	京田辺市立三山木保育所	京田辺市三山木中央五丁目4番地1他	河原保育所の廃止																																											
名称	設置場所																																																												
京田辺市立草内保育所	京田辺市草内五反田2番地の1																																																												
京田辺市立三山木保育所	京田辺市三山木中央五丁目4番地1他																																																												
名称	設置場所																																																												
京田辺市立河原保育所	京田辺市河原神谷6番地9番地																																																												
京田辺市立草内保育所	京田辺市草内五反田2番地の1																																																												
京田辺市立三山木保育所	京田辺市三山木中央五丁目4番地1他																																																												

協議

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例の一部改正について

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）について、協議する。

令和6年8月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（協議理由）

本件は、令和7年4月から小学校給食費の公会計による徴収事務を開始するに当たり、保護者等から徴収する学校給食費に関し、所要の改正を行うため、令和6年第3回京田辺市議会定例会に提案する標記条例の改正について、協議するものである。

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例の一部改正について

1 改正趣旨

令和7年4月から小学校給食費の公会計による徴収事務を開始するに当たり、保護者等から学校給食費を徴収することに伴い、本条例について所要の改正を行うもの。

2 改正概要

(1) 用語の追加

- ・「小学校及び」を追加
- ・「児童又は」を追加

2 施行日

令和7年4月1日

準備行為は、条例施行日前においても行うことができる。

京田辺市条例第 号

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例（令和 5 年京田辺市条例第 3 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「中学校」を「小学校及び中学校」に改める。

第 2 条第 2 号中「生徒」を「児童又は生徒」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の京田辺市学校給食費の徴収に関する条例の規定による学校給食費の徴収に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
(趣旨) 第1条 この条例は、京田辺市立小学校及び中学校において学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者をいう。）、教職員その他学校給食を受ける者をいう。	(趣旨) 第1条 この条例は、京田辺市立中学校において学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 学校給食費負担者 学校給食を受ける生徒の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者をいう。）、教職員その他学校給食を受ける者をいう。	小学校給食費の公会計化に伴う規定の整理

京田辺市条例第31号

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、京田辺市立中学校において学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (2) 学校給食費負担者 学校給食を受ける生徒の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者をいう。）、教職員その他学校給食を受ける者をいう。

(学校給食費の徴収及び額)

第3条 市長は、学校給食費負担者から、学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の納付)

第4条 学校給食費負担者は、規則で定める日（以下「納付期限」という。）までに学校給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減免することができる。

(督促)

第6条 市長は、学校給食費負担者が納付期限までに学校給食費を納付しないときは、納期限を定めてこれを督促しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

協議

京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）
について、協議する。

令和6年8月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（提案理由）

本件は、減免を決定する者及び分館公民館の所在地の整理等を行うため、令和6年第3回京田辺市議会定例会に提案する標記条例の改正について、協議するものである。

京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正趣旨

減免を決定する者の見直し及び分館公民館の所在地の訂正を行うため、本市の京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例について所要の改正を行うもの。

2 改正概要

(1) 減免を決定する者の整理

館長を市長に変更する。

(2) 分館公民館の所在地の更正

京田辺市立新田辺東住宅公民館の所在地を「京田辺市河原平田13番地39」から「京田辺市河原平田13番地74」に訂正する。

3 施行日

公布の日から

京田辺市条例第 号

京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和41年京田辺市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項ただし書中「館長」を「市長」に改める。

別表第2中「京田辺市河原平田13番地39」を「京田辺市河原平田13番地74」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案		現 行	改正理由
(使用) 第5条 (略) 2及び3 (略) 4 中央公民館を使用した者は、別表第3に定めるところにより使用料を納付しなければならぬ。ただし、別に定める場合には、市長は使用料を減免することができる。 別表第2 (第2条関係) 分館公民館	名称 (略) 京田辺市立新田辺東住宅公民館 (略)	所在地 (略) 京田辺市河原平田13番地74 (略)	
(使用) 第5条 (略) 2及び3 (略) 4 中央公民館を使用した者は、別表第3に定めるところにより使用料を納付しなければならぬ。ただし、別に定める場合には、館長は使用料を減免することができる。 別表第2 (第2条関係) 分館公民館	名称 (略) 京田辺市立新田辺東住宅公民館 (略)	所在地 (略) 京田辺市河原平田13番地39 (略)	減免を決定する者の見直し
(使用) 第5条 (略) 2及び3 (略) 4 中央公民館を使用した者は、別表第3に定めるところにより使用料を納付しなければならぬ。ただし、別に定める場合には、館長は使用料を減免することができる。 別表第2 (第2条関係) 分館公民館	名称 (略) 京田辺市立新田辺東住宅公民館 (略)	所在地 (略) 京田辺市河原平田13番地39 (略)	所在地の訂正

○京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例

昭和41年10月10日

条例第2号

田辺町立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和30年田辺町条例第2号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、市立公民館の設置及び管理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本市に、法第20条の目的を達成するため、市立公民館を別表第1のとおり設置し、中央公民館と称する。

2. 前項の中央公民館の分館として、別表第2のとおり、分館公民館を設置する。

(管理及び経費)

第3条 公民館の管理は、教育委員会が行う。

2 中央公民館の管理の経費は、市費、使用料、寄付金等をもって充てる。

3 分館公民館の管理の経費は、教育委員会が別に定めるところによる。

(職員)

第4条 中央公民館に、館長1名及び職員若干名を置く。

2 分館公民館に、各区・自治会から選出された分館長1名を置く。

(使用)

第5条 公民館は、その目的を妨げない範囲内において、一般の使用に供するものとする。

2 公民館の使用を希望する者又は団体の代表者は、中央公民館については館長、分館公民館については分館長の許可を受けなければならない。

3 公民館においては、次に定める行為を行ってはならない。

(1) もっぱら営利を目的とした事業を行うこと。

(2) 特定の政党の利害に係る事業を行うこと。

(3) 特定の教派、宗派及び教団に係る事業を行うこと。

- 4 中央公民館を使用した者は、別表第3に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、別に定める場合については、館長は使用料を減免することができる。

(教育委員会規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年10月1日から適用する。

附 則 (昭和47年4月1日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年3月18日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年7月1日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年7月5日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年12月17日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年3月20日条例第12号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月25日条例第11号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年7月7日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年10月12日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年3月15日から適用する。

附 則 (平成2年10月1日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年12月26日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成4年1月20日から施行する。

附 則（平成7年4月3日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年12月26日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月27日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月14日条例第2号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第15号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月30日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第15号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月26日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月28日条例第3号）

この条例は、綴喜都市計画事業三山木地区特定土地区画整理事業について土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

附 則（令和元年12月25日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	所在地
①京田辺市立中央公民館	京田辺市田辺丸山2 1 4番地

別表第2（第2条関係）

分館公民館

名称	所在地
①京田辺市立田辺公民館	京田辺市田辺沓脱1 4番地
②京田辺市立薪公民館	京田辺市薪東沢1番地
③京田辺市立興戸公民館	京田辺市興戸東垣内／8 1番地2／8 1番地5／
④京田辺市立河原公民館	京田辺市河原里ノ内2 7番地1
⑤京田辺市立松井公民館	京田辺市松井里ヶ市6 3番地6
⑥京田辺市立西八公民館	京田辺市大住八小路1番地1
⑦京田辺市立東林公民館	京田辺市大住東村1 6番地1
⑧京田辺市立岡村公民館	京田辺市大住北角3 8番地1
⑨京田辺市立三野公民館	京田辺市大住三野1 0番地3
⑩京田辺市立健康村公民館	京田辺市大住関屋1 5番地4
⑪京田辺市立東田辺公民館	京田辺市東古森2 1番地2
⑫京田辺市立草内公民館	京田辺市草内南垣内2 5番地
⑬京田辺市立飯岡公民館	京田辺市飯岡東原4 4番地
⑭京田辺市立高木公民館	京田辺市三山木野神1 9番地1
⑮京田辺市立二又公民館	京田辺市三山木中央六丁目5番地2
⑯京田辺市立山本公民館	京田辺市三山木塔ノ島1 6番地1
⑰京田辺市立出垣内公民館	京田辺市三山木北垣内1 5番地
⑱京田辺市立南山西公民館	京田辺市三山木南山8番地1
⑲京田辺市立江津公民館	京田辺市宮津佐牙垣内9 9番地1
⑳京田辺市立宮ノ口公民館	京田辺市宮津白山4番地
㉑京田辺市立水取公民館	京田辺市水取地藏講3 2番地
㉒京田辺市立天王公民館	京田辺市天王下垣内4 8番地
㉓京田辺市立打田公民館	京田辺市打田宮本4番地1
㉔京田辺市立高船公民館	京田辺市高船里5 7番地

①京田辺市立新興戸公民館	京田辺市興戸北落延2番地10
②京田辺市立新田辺東住宅公民館	京田辺市河原平田13番地39
③京田辺市立一休ヶ丘公民館	京田辺市田辺狐川122番地
④京田辺市立松井ヶ丘公民館	京田辺市松井ヶ丘三丁目10番地2
⑤京田辺市立多々羅公民館	京田辺市多々羅住建寺12番地3
⑥京田辺市立健康ヶ丘公民館	京田辺市大住仲ノ谷12番地8
⑦京田辺市立同志社住宅地公民館	京田辺市三山木七瀬川3番地53
⑧京田辺市立大住ヶ丘第1公民館	京田辺市大住ヶ丘三丁目3番地16
⑨京田辺市立新田辺西住宅公民館	京田辺市河原平田23番地9
⑩京田辺市立大住ヶ丘第2公民館	京田辺市大住ヶ丘四丁目23番地1
⑪京田辺市立花住坂公民館	京田辺市花住坂一丁目44番地
⑫京田辺市立普賢寺公民館	京田辺市普賢寺御所ノ内8番地3
⑬京田辺市立山手東公民館	京田辺市山手東一丁目14番地2
⑭京田辺市立山手南公民館	京田辺市山手南四丁目11番地1
⑮京田辺市立山崎公民館	京田辺市三山木山崎48番地1
⑯京田辺市立山手西公民館	京田辺市山手西二丁目12番地4
⑰京田辺市立同志社山手北公民館	京田辺市同志社山手一丁目145番地
⑱京田辺市立同志社山手南公民館	京田辺市同志社山手二丁目109番地

別表第3（第5条関係）

京田辺市立中央公民館使用料

	使用区分	午前	午後	昼間	夜間	午後・夜	全日
	使用料	9:00	1:00	午前	午後	間	午前

使用室名		—12:00	—5:00	9:00—午後5:00	5:30—1	1:00—1	9:00—午後10:00
第1研修室	使用料	750	1,000	1,750	1,250	2,250	3,000
	冷暖房費	500	650	1,400	750	1,500	2,150
第2研修室	使用料	400	500	900	650	1,150	1,550
	冷暖房費	250	350	700	400	750	1,100
第3研修室	使用料	400	500	900	650	1,150	1,550
	冷暖房費	250	350	700	400	750	1,100
第4研修室	使用料	400	500	900	650	1,150	1,550
	冷暖房費	250	350	700	400	750	1,100
会議室	使用料	400	500	900	650	1,150	1,550
	冷暖房費	250	350	700	400	750	1,100
調理室	使用料	1,150	1,500	2,650	1,900	3,400	4,550
	冷暖房費	650	850	1,650	950	1,900	2,700
和室	使用料	950	1,250	2,200	1,500	2,750	3,700

			0	0	0	0	0
	冷暖房費	500	700	1,350	750	1,500	2,150
ホール	使用料	2,500	3,150	5,650	3,750	6,900	9,400
	冷暖房費	1,500	1,900	3,750	2,150	4,250	6,150
多目的ルーム	使用料	1,200	1,500	2,700	1,950	3,450	4,650
	冷暖房費	750	1,050	2,100	1,200	2,250	3,300
プレイルーム	使用料	400	500	900	650	1,150	1,550
	冷暖房費	250	350	700	400	750	1,100
陶芸窯使用料		1時間200円（1時間未満は1時間とみなす。）					

協議

令和6年度京田辺市一般会計補正予算（第2号）（案）について

令和6年度京田辺市一般会計補正予算（第2号）（案）について協議する。

令和6年8月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（協議理由）

本件は、令和6年度京田辺市一般会計補正予算（第2号）を編成するにあたり、教育に関する部分について、教育委員会に意見を求めるものである。

1 令和6年度一般会計補正予算第2号 教育関係予算(案)

(単位:千円、%)

	補正後 (A)	補正前 (B)	補正要求額 (A)-(B)	増減率 %	備考
教 育 費	4,361,450	4,426,375	△ 64,925	△ 1.5	
教 育 総 務 費	716,810	715,701	1,109	0.2	
教育委員会費	4,360	3,652	708	19.4	
事務局費	411,511	411,399	112	0.0	
情報教育推進費	195,939	195,650	289	0.1	
教育施設管理費	105,000	105,000	-	0.0	
小 学 校 費	1,505,642	1,584,840	△ 79,198	△ 5.0	
学校管理費	864,795	862,993	1,802	0.2	
教育振興費	124,621	124,621	-	0.0	
学校建設費	516,226	597,226	△ 81,000	△ 13.6	
中 学 校 費	621,519	617,139	4,380	0.7	
学校管理費	545,619	541,239	4,380	0.8	
教育振興費	75,900	75,900	-	0.0	

幼	稚	園	費	925,538	922,754	2,784	0.3	
	幼	稚	園	管	理	費		
			教	育	振	興	費	
			社	會	教	育	費	
			社	會	教	育	總	務
			公	民	館	費		
			圖	書	館	費		
			留	守	家	庭	兒	童
			育	成	事	業	費	

2 令和6年度一般会計補正予算第2号 内訳

No	項	目	事業名	予算額 千円	内容	所属
1	教育総務費	教育委員会費	教育文化功労者表彰事業	708	新たに学校安全ボランティアの功労顕彰を行うもの。	教育総務室
2	教育総務費	事務局費	地域部活動推進事業	112	新たに設置された京田辺市地域部活動推進協議会の委員報酬について計上するもの。	こども・学校サポート室
3	教育総務費	情報教育推進費	採点支援システム導入事業	289	教職員がパソコンにより採点作業や成績分析が行える採点支援システムを導入するもの。	こども・学校サポート室
4	小学校費	学校管理費	小学校管理運営事業	70	郵便料金改定に伴う増額を行うもの。	学校教育課
5	小学校費	学校管理費	学校給食費徴収事業	1,732	学校給食費の徴収における口座振替手続についてスマートフォン等から行えるようにするもの。また、学校給食の申込案内等の封入封緘作業について外部に委託するもの。	学校給食課
6	小学校費	学校建設費、	田辺小学校中学校舎改修事業	-81,000	田辺小学校中学校舎改修工事の入札による不用品について減額を行うもの。	学校教育課

7	中学校費	学校管理費	中学校管理運営事業		64	郵便料金改定に伴う増額を行うもの。	学校教育課
8	中学校費	学校管理費	中学校管理運営事業		4,027	バス借上料高騰に伴う体育大会派遣等バス借上料について増額を行うもの。	学校教育課
9	中学校費	学校管理費	学校給食費徴収事業		289	学校給食費の徴収における口座振替手続についてスマートフォン等から行うようにするもの。また、学校給食の申込案内等の封入封緘作業について外部に委託するもの。	学校給食課
10	幼稚園費	幼稚園管理費	幼稚園管理運営事業		2,784	各幼稚園施設、設備における改修費及び備品購入費の不足見込み分に対応するもの。	保育幼稚園課
11	社会教育費	留守家庭児童会育成事業費	留守家庭児童会敷地整備事業		6,000	薪留守家庭児童会施設増築に伴い、薪小学校南側職員駐車場の不陸等の整備を行い台数確保等を行うもの。	社会教育課